

# 国民健康保険のしおり

～ 邑南町の国民健康保険は島根県と共に運営しています～

## 手続きが必要です

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している方、75歳以上（後期高齢者医療制度へ加入）の方、生活保護を受けている方などを除いて、邑南町に住んでいる方すべてが加入します。国保に加入するとき、やめるとき（脱退）は、14日以内に役場窓口で手続きが必要です。いずれの場合も、本人確認書類が必要です。

★本人確認書類は、マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳など

届出の際には、マイナンバーカードの個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。届出対象者の個人番号が分かるものをご持参ください。

また、届出対象者のマイナンバーカードは健康保険証の利用登録が済んでいるか事前に確認してください。役場の窓口端末で確認することもできますが、その際にはマイナンバーカードと暗証番号の入力が必要となります。（マイナンバーカードを持っている方のみ）

|      | こんなとき                | 必要なもの                                                                           |
|------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 国保加入 | ほかの市町村から転入してきた(注1)   | ・ 転出証明書                                                                         |
|      | 職場の健康保険をやめたとき        | ・ 資格喪失証明書                                                                       |
|      | 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき | ＊ハローワークで交付された雇用保険受給資格者証があれば持参してください（該当の方のみ）。退職理由によっては、国保税の軽減が受けられる場合があります（要申請）。 |
|      | 子どもが生まれたとき（注2）       | ・ 出生届                                                                           |
| 国保脱退 | ほかの市町村へ転出するとき        | ・ 国保の保険証か資格確認書を返却（該当の方のみ）                                                       |
|      | 職場の健康保険に加入したとき       | ・ 新しい保険の資格確認書、資格情報のお知らせ、資格取得証明書のいずれか。                                           |
|      | 職場の健康保険の被扶養者になったとき   | ・ 国保の保険証か資格確認書を返却（該当の方のみ）                                                       |
|      | 被保険者が死亡したとき          | ・ 死亡診断書<br>・ 国保の保険証か資格確認書を返却（該当の方のみ）                                            |
| 変更   | 町内で住所を変更したとき         | ・ 国保の保険証か資格確認書を返却（該当の方のみ）                                                       |
|      | 世帯が分かれたり、一緒になったとき    |                                                                                 |
|      | 世帯主、氏名が変わったとき        |                                                                                 |
|      | 就学のために住所を移したとき       | ・ 在学証明書または学生証の写し<br>・ 国保の保険証か資格確認書を返却（該当の方のみ）                                   |

（注1）県内からの転入の時は、前市町村での国保加入日が資格取得日です。資格確認書の交付対象者には邑南町で新たに交付します。

（注2）申請により産前産後期間に係る国保税の軽減制度が適用される場合があります。

病院等では、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）をご利用ください！

マイナ保険証を使うと様々なメリットがあります。

☆質の良い医療が受けられます。

☆高額な窓口負担が手続きなしで軽減されます。

詳しくは、邑南町のホームページをご覧ください。



## 保険の自己負担割合

| 年齢区分                 | 負担割合                   |
|----------------------|------------------------|
| 義務教育就学前              | 2割                     |
| 義務教育就学～69歳           | 3割                     |
| 70～74歳<br>(高齢受給者 ※1) | 2割<br>(現役並み所得の方は3割 ※2) |



※1 70歳になった月の翌月1日(1日生まれの方は誕生日)から適用です。

◎資格確認書をお持ちの方へは、事前に役場から新たな資格確認書を郵送いたします。

※2 住民税課税所得が145万円以上ある70歳以上の被保険者(及びその方と同一世帯の70歳以上の方)で、かつ世帯の70歳以上の方の収入が基準額(1人の時は383万円、複数人の時は520万円)以上の場合に該当します。

## 医療費が高額になったら

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると自己負担限度額を超えた分があとで「高額

療養費」として支給されます。月ごとに対象の世帯には、4か月後くらいに申請書が届きます。

また、事前に「限度額適用認定証」等の交付を受けると、ひとつの医療機関での1ヶ月の窓口負担額が自己負担限度額(下段及び右ページ参照)までとなります。

◎「限度額適用認定証」等が必要な方は、役場窓口で申請してください。マイナンバーカード又は資格確認書、本人確認書類、世帯主及び対象者の個人番号(マイナンバー)が確認できるものをご持参ください。★申請月の1日にさかのぼって適用されます。

## 70歳未満の方

◆未申告者を含む世帯は、区分アが適用されます。

令和7年4月1日改正

| 区分 | 所得要件                           | 自己負担限度額(月額)                                             | 入院時食事代                                                                               |
|----|--------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ア  | 基礎控除後の所得<br>901万円超             | 252,600円<br>+ (総医療費 - 842,000円) × 1%<br><多数回: 140,100円> | 510円/1食                                                                              |
| イ  | 基礎控除後の所得<br>600万円超～<br>901万円以下 | 167,400円<br>+ (総医療費 - 558,000円) × 1%<br><多数回: 93,000円>  | ◎指定難病患者、小児慢性特定<br>疾病患者等については、一部<br>据置措置により1食300円<br>になる場合があります。詳しく<br>は医療機関へご確認ください。 |
| ウ  | 基礎控除後の所得<br>210万円超～<br>600万円以下 | 80,100円<br>+ (総医療費 - 267,000円) × 1%<br><多数回: 44,400円>   |                                                                                      |
| エ  | 基礎控除後の所得<br>210万円以下            | 57,600円<br><多数回: 44,400円>                               |                                                                                      |
| オ  | 住民税非課税世帯                       | 35,400円<br><多数回: 24,600円>                               | 240円/1食<br><長期該当: 190円/1食>                                                           |

※同じ月に自己負担額が21,000円以上となる医療機関(対応する調剤薬局分を含む)が複数あるときは、合算して自己負担限度額を超えれば高額療養費が支給されます。

※「多数回」とは、過去12ヵ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目から適用される限度額です。

※区分オの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」により入院時食事代も減額されます。

※区分オの方の入院時食事代については、長期入院(過去12ヵ月で90日を超える入院)された場合(邑南町の国民健康保険に加入する前の期間も含む)は、再度申請して1食190円の「限度額適用・標準負担額減額認定証」に切り替えることができます。

★領収書等、入院期間のわかる書類をご持参ください。



# 高齢受給者（70歳～74歳）

令和7年4月1日改正

| 区分      |   | 所得要件                  | 自己負担限度額（月額）                                   |                          | 入院時食事代                                                                   |
|---------|---|-----------------------|-----------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|         |   |                       | 外来<br>（個人ごと）                                  | 外来+入院<br>（世帯ごと）          |                                                                          |
| 現役並み所得者 | Ⅲ | 課税所得<br>690万円以上       | 252,600円+（総医療費-842,000円）×1%<br>＜多数回：140,100円＞ |                          | 510円／1食<br><br>◎ 指定難病患者については、一部据置措置により1食300円になる場合があります。詳しくは医療機関へご確認ください。 |
|         | Ⅱ | 課税所得<br>380万円以上       | 167,400円+（総医療費-558,000円）×1%<br>＜多数回：93,000円＞  |                          |                                                                          |
|         | Ⅰ | 課税所得<br>145万円以上       | 80,100円+（総医療費-267,000円）×1%<br>＜多数回：44,400円＞   |                          |                                                                          |
| 一般      |   | 課税所得<br>145万円未満       | 18,000円<br>〔年間上限<br>144,000円〕                 | 57,600円<br>＜多数回：44,400円＞ |                                                                          |
| Ⅱ       |   | 住民税非課税                | 8,000円                                        | 24,600円                  | 240円／1食<br>＜長期該当：190円／1食＞                                                |
| Ⅰ       |   | 住民税非課税<br>（基礎控除後所得なし） |                                               | 15,000円                  | 110円／1食                                                                  |

- ※ 同じ月の複数の医療機関等における自己負担額を合算することができます。
- ※ 「多数回」とは、過去12ヵ月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目から適用される限度額です。
- ※ Ⅲで囲まれた所得区分の方は、資格確認書で負担区分が判断できますので、限度額適用認定証の申請は必要ありません。
- ※ 区分が非課税Ⅱ・Ⅰの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」により入院時食事代も減額されます。
- ※ 区分が非課税Ⅱの方の入院時食事代については、長期入院（過去12ヵ月で90日を超える入院）された場合（邑南町の国民健康保険に加入する前の期間も含む）は、再度申請して1食190円の「限度額適用・標準負担額減額認定証」に切り替えることができます。
- ★ 領収書等、入院期間のわかる書類をご持参ください。



国保税の納付は便利な口座振替をご利用ください！

## 【手続き窓口】

次の町内金融機関で口座振替の手続きをお願いします。

- JA 島根 おおち    ■ 山陰合同銀行
- 島根中央信用金庫    ■ 郵便局（ゆうちょ銀行）

## 【必要なもの】

通帳、銀行印、本人確認書類

住民税非課税世帯の方の入院時には入院時の食事代が減額となる減額認定証の申請を忘れずに行ってください。

福祉医療、乳児医療等では、入院時食事代は安くなりません。減額認定証も併用してください。

## 無利子の貸付け制度

邑南町には、医療費の窓口負担が高額になった方を対象にした、高額療養費の貸付制度（無利子）があります。お気軽にご相談ください。





## 全額自己負担したとき

次のような場合には、いったん全額自己負担となりますが、申請をして認められると、自己負担分を除いた金額があとから支給されます。

| こんなとき                       | 申請に必要なもの                                                                          |                                                                                             |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医師が必要と認めてコルセットなどの補装具代がかかった  | <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードか資格確認書</li> <li>本人確認書類</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>領収書</li> <li>医師の診断書か意見書</li> </ul>                   |
| 不慮の事故等でマイナンバーカード等を持たず診療を受けた |                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>領収書</li> <li>診療内容の明細書</li> </ul>                     |
| 海外渡航中に治療を受けた                |                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>診療内容の明細書（日本語翻訳文付）</li> <li>領収明細書（日本語翻訳文付）</li> </ul> |

事故による受診は必ず役場に連絡して下さい

## こんな時にも支給があります

| 支給内容    | こんなとき                                                                     | 申請に必要なもの                                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出産育児一時金 | 被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。原則として、国保から医療機関に直接支払われます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードか資格確認書</li> <li>本人確認書類</li> </ul>                                                      |
| 葬祭費     | 被保険者が亡くなったとき、葬祭執行者に対して支給されます。                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>領収書</li> <li>明細書</li> <li>世帯主の振込口座（委任があれば他の方でも可）</li> <li>葬祭執行者の振込先口座（委任があれば、他の方でも可）</li> </ul> |

## 交通事故等にあったとき

から傷病などを受けた場合でも、医療機関へ受診することができます。あとから邑南町国保が本来医療費を負担すべき加害者に請求手続きを行います。加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませてしまうと、国保が使えない場合がありますので、必ず事前に邑南町国保にご相談ください。

交通事故や食中毒、飼犬に咬まれたなど、第三者（加害者）



## 再交付の手続きについて

資格確認書などを紛失等した場合には、再交付の手続きが役場窓口（本庁・支所）でできます。世帯主及び対象者の個人番号（マイナンバー）を確認できる書類及び窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

資格確認書などを紛失等した場合には、再交付の手続きが役場窓口（本庁・支所）でできます。世帯主及び対象者

窓口・問い合わせ先



邑南町  
2025.4.1

### ◆町民課（本庁）

TEL：0855-95-1114      IP：050-5207-3006

### ◆瑞穂支所（窓口グループ）

TEL：0855-83-1121      IP：050-5207-5000

### ◆羽須美支所（窓口グループ）

TEL：0855-87-0221      IP：050-5207-6500

### ◆財務課～国保税に関すること～

TEL：0855-95-1119      IP：050-5207-3004